

形成の訴え

質問

形成の訴えとはどのような訴えですか。詳しく教えてください。

回答

形成というのは、一方的な意思表示によって従来の法律関係を変更して新しい法律状態をつくることをいいます。その法律状態の変更が第三者にも影響を及ぼすような重要な場合で、当事者の自由にかけておくのが望ましくない場合は、法律で、訴えによってその形成要件の有無を審理し、裁判によってのみ法律関係の変動を生じさせることができます。このような訴えを、形成の訴えといいます。

解説

一 形成の訴え

法律上形成という言葉は、一方的な意思表示で、法律関係の発生・変更・消滅を生じさせる場合

形成の訴え

に用いられ、制限能力者が行った法律行為を取り消すことによつて、その法律行為の効果が無いものとなり、契約解除の意思表示により、それまでであった契約関係がなくなつて打ち切られるというのが典型的な例です。

そこで、法律に定められた要件に基づき、特定の法律関係の変動を判決によつて宣言することを求める訴えを、形成の訴えといい、創設の訴えとか、権利変更の訴えと呼ばれることもあります。

この訴えは、民法四二四条本文が、「債権者は、債務者が債権者を害することを知つてした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」とか、民法七七〇条一項が、「夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。」といつて、一号から五号までの離婚原因を掲げているように、特に法律が訴えをもつて裁判所に特定の法律行為の取消しとか離婚を求めるように、裁判所に権利関係の変更を請求できる旨定められている場合にのみできる特別なものです。

一般に、私法上の権利関係の発生・変更・消滅には法律に定められた要件を必要とし、裁判外でそれに必要な意思表示をすればそのとおりの効果が発生するので、この場合は裁判所に訴える必要はなく、それによつて発生した法律効果、例えば、家の賃貸借契約を解除したから家を明け渡してくれというように、法律関係が変更したり消滅した後の原状回復等を求めれば足りることが多いのですが、きわめて例外的な場合に限り、国家が介入し法律が特定の原因が法律関係変更の要件であるとしながらも、それによる変更の効果はその原因である事実があることや当事者の意思表示のみでは直ちに生じないものとし、法律関係の発生・変更・消滅の要件が備わつてゐることを訴えて主張させ、その存在を認めた裁判所が判決で、例えば、「債務者某と被告間の法律行為(贈与)を取り

消す」とか「原告と被告とを離婚する」というように宣言し、その判決が確定することで法律関係の変動が生じることとしている場合があるのです。これは法律関係の変更が、その当事者間のみならずその訴訟の当事者となっていない第三者との関係でも画一的に生じさせ、第三者もその変動した法律関係を認めざるを得ない必要がある場合に定められているのです。前記詐害行為取消しの訴えでは、債権者である原告が債務者と第三者である被告間の法律行為の取消しを求めるものですから、当然第三者に効果を及ぼし、会社の合併無効確認の判決のごときも第三者すなわち対世的効力を持ちますので、必ず裁判所の判決を要するとしているがごときです（会社法八二八条・八三八条）。

右の形成訴訟には、婚姻の無効（民七四二条）、婚姻の取消し（民七四三条・七四四条）、養子縁組の無効（民八〇二条）、養子縁組の取消し（民八〇三条・八〇七条）、嫡出子の否認（民七七四条・七七五条）、認知（民七八七条）、離婚（民七七〇条）、離縁（民八一四条）、会社組織に関する行為の無効（会社法八二八条）、株主総会決議の不存在と無効（会社法八三〇条）、株主総会の決議取消し（会社法八三一条）、詐害行為取消し（民四二四条）、否認権（破一六〇条・一七六条）等があります。

右のうち詐害行為取消しの訴えは、債務者がその他の債権者を害する目的で特定の第三者との間で行った売買・贈与、代物弁済等の法律行為を取り消して、その逸失した財産を債務者のもとへ戻せという訴訟ですから、被告はその第三者であり、その第三者に対し逸失した財産を戻せという給付訴訟となりますから形成訴訟ではないという説がありますが、その場合でも債務者と第三者間の法律行為を取り消さなければならぬので、判決の正文で、「被告と債務者某間の〇〇契約を取り消す」という正文を掲げなければならないこと、逸失したものの返還を求めず債務者と第三者間の法

律行為を取り消すことだけを求める訴訟でもいいというのが判例であり、学説も大体これに賛成しているのですから、形成訴訟の中に入れてよいと思います。民法四二四条は、「法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」となっていて、取消しの要件が満たされれば裁判所は特定の法律行為を取り消さなければなりませんから、右の解釈でよいと思います。

二 形成の訴えの効果

形成の訴えの効果

形成の訴えで原告の請求が認められる場合は、形成要件の存在を確認し権利関係の変動を宣言することとなり、その判決が確定すると形成要件の存在について既判力が生じます。それにより従前の法律関係の変更・消滅の効果、すなわち、例えば詐害行為取消の訴えで、債務者と被告間の法律行為である不動産の贈与を取り消すという判決が確定すると、債務者と被告間でなされた贈与契約がなかったこととなり、贈与の目的物である不動産が債務者のところへ戻る効果が生ずるわけです。私人間の契約の自由はわが私法上の大原則で、それだけで法律効果が発生するのが普通ですが、それが民法四二四条にいう詐害行為という形成要件を満たすものであって、債権者がその詐害行為の取消しを求める訴えを起し、それが認容されると裁判所の判決で私人間の契約が取り消されて元どおりになるという特別の効果が発生するのです。このような重要で例外というべき効果が発生するため、債権者が裁判外で取り消すという意思表示をしただけでは足りず、必ず裁判所の判決によって取り消してもらふことを要するものとしていいます。

このように、形成の訴えというのは特別であり難しいものといえます。そして、どういふ場合に

とみるべきであるから、形成訴訟でなく実体法上の確認の訴えであるという学説もあります。

確かに請求異議の訴えは、その強制執行が行われるための債務名義が成立する事件の口頭弁論終結後に生じた弁済のような権利変動の事由があった場合に、その権利変動の事由の有無を審理して帰趨を決めるものであり、第三者異議の訴えは、強制執行の対象とされた目的物が債務者所有のものか第三者のものかの判断をするものですから、その限りにおいて異議事由の有無を確認する判決なのですが、いったん確定した判決の執行力を排除する意味を表すため判決の正文では、「……の債務名義による強制執行はこれを許さず」という文言を掲げるのです。したがって、これを訴訟上の形成訴訟ということの妨げにはなりません。

参考六六

○民事訴訟法

(再審の事由)

第三三八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自らをするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又

は変造されたものであったこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。

八 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。

一〇 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

○仲裁法

第四四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをするこ

とができる。

一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、日本の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令（その法令の公の秩序に関しな規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかつたこと。

四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であつたこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令（その法令の公の秩序に関しな規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつたこと。

七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に

関するものであること。

八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

2 前項の申立ては、仲裁判断書（第一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。）の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができ、審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

6 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（同項第一号から第六号までに掲げる事由にあっては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）は、仲裁判断を取り消すことができる。

7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、

当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。

8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（平一六法一四七・一部改正）

○民事執行法

（請求異議の訴え）

第三五条 債務名義（第二二条第二号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。）に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。

3 第三三条第二項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

（平八法一一〇・一部改正）

（第三者異議の訴え）

第三八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるた

めに、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

参考判例

【詐害行為取消しの訴えの性質】

○民法第四二四条に規定する債権者の取消権は、債権者がその債務者より一般担保を害されたときにおいてのみこれを有するものであるので、債務者の行為によって債権者が取消権を有するときは財産権を目的とするものに限り、また債権者の権利も財産権に關するものでなければならぬ。

(大判明三八・二・一〇民録一・一五〇)

○債権者が債務者の財産を譲り受けた受益者又は転得者に対して訴えを提起し、これに対する關係において法律行為を取り消したときは、当該財産の回復又はこれに代わるべき賠償を得ることによりその担保権を確保することによって特に債務者に対して訴えを提起し、その法律行為の取消しを求めめる必要はない。

(大判明四四・三・二四民録一七・一一七)

○民法四二四条第一項但書は、受益者又は転得者が詐害行為の取消しを免れるべき例外の場合を定めたにすぎなく詐害行為の成立要件を規定したものでない。

(大判六七・一〇・二八民録二四・二一九五)

○詐害行為の取消しを求めらる債務者は、他の債権者ととも弁済を受けるために受益者又は転得者に対しその受けた利益又は財産を自己に直接支払又は引渡しを請求することができる。

(大判昭七・二・六新聞三五〇四・八)

○民法第四二四条により債務者のなした財産移転の法律行為を取り消したときは、特別の場合を除きその財産の評価額に相当する金員の返還を命じるべきではなく、その目的物自体の返還を命じるべきものとする。

(大判昭九・一一・三〇民集一三・二一九一)

○債務者の行為を詐害行為として民法第四二四条を適用するには、その行為が取消権を行使する債権者の債権発生後になされたことが必要である。

(最判昭三三・二・二二民集一一・二・三四一)

○詐害行為取消権は訴えによってのみ行使できるものであり、債権者の受益者に対する債権は判決の確定によって確定的に発生するものであって、右確定前

に右債権が遅滞に陥るとはいえないところである。そうであれば、右債権に対する遅延損害金の起算日は本判決確定の日の翌日というべきである。

(大阪高判平二・九・二七判タ七四三・一七二)

○訴外会社と被告の間の本件各弁済は、債務超過の状態において、被告が代表者をする訴外会社と同社に対する債権者である立場の被告との間で、右租税債権を排除して、その弁済に与らうとするものであるから、訴外会社の無資力を相互に認識して、本件租税債権の弁済を原告において受けることができなくするものであり、訴外会社と被告の間において通謀して本件租税債権者を害する意思をもってなされたものに当たると認めることができる。

(東京地判平三・六・二七訟月三八・五・七九〇・判時一四〇九・七七)

○詐害行為取消権者の債権額が目的物の価格を下回る場合には、一部取消をすべきであり、本件では前認定のとおり、本件隠籍料、財産分与債権額は新町の土地の価格より低額であることが明らかである。この場合には、特段の事情がない限り、債権額の限度で一部取消をすべきものである。しかし、一部取消に対応した一部の現物返還ができないときは、処分全部取消、全部の現物返還を命ずべきである。即ち、不可分の一筆の土地や一棟の家屋を譲渡するこ

とが詐害行為となる場合には、債権額が家屋の価格よりも低いときでも、なお譲渡行為全部を取り消し、目的物全部の返還を命ずるのが相当である(最判昭三〇・一〇・一一民集九卷一一号一六二六頁参照)。したがって、本件贈与の全部取消と新町の土地の全部の返還請求をする原告の請求を認容すべきである。

(京都地判平四・六・一九判タ八一三・二三七)

○前訴の確定判決の基準時前にした不法占有の面積の縮減を後訴の請求異議訴訟において主張することが容認された事例。

(東京高判平四・一一・一〇判タ八四三・一七五)

【認知の訴えの性質】

○認知の訴えは、現行法上これを形成の訴えと解すべきものである。

(最判昭二九・四・三〇民集八・四・八六一)

【境界確定の訴えの性質】

○境界確定の訴えにおいて取得時効の結果現在の境界線はしかじかの場所に在るとの主張があるときは裁判所はその主張の内容に入ってその当否を審査するべきものとする。

(大判昭九・八・一〇民集一三・一六一七)

裁判所の審判によるべきであり、原告らの本件共有物分割の訴えは不適法である。

(東京高判昭六三・三・二八判タ六八三・一七四)

○遺産に属する不動産の共有持分の一部につき遺産分割が未了である場合に、右部分についての共有物分割の訴えが不適法であるとして却下された事例。

(東京高判平元・五・二九判タ七〇五・二五一、山口・判タ七一三・六〇)

○境界訴訟において裁判所が当事者双方の主張するいずれの境界線も認めず、両地が接続しないとして請求を棄却した場合には、被告は上訴をすることができない。

(大判昭一五・一〇・二三民集一九・一九九五)

○境界確定訴訟の控訴裁判所は、第一審判決の定めた境界線を正当でないとしたときは、第一審判決を変更して、正当と判断する線を境界と定めるべきものであり、その結果が実際上控訴人にとり不利であり、附帯控訴をしない被控訴人に有利である場合であっても、いわゆる不利益変更禁止の原則の適用はないものと解すべきである。

(最判昭三八・一〇・一五民集一七・九・一二三〇)

○現物分割の対象となる土地の境界線の確定に長期間を要し、現時点での現物分割が事実上不可能であることを理由に、共有物分割の訴えは訴えの利益を欠くとして訴えを却下した事例。

(東京地判昭六二・五・二九判タ六五七・一〇二)

【共有物分割の訴えの性質】

○原告、被告間において土地建物を通常の共有関係にするとの黙示の遺産分割協議が成立したことは認められないから、本件は遺産分割について共同相続人間に協議が調わないときに当たり、その分割は家庭

土地境界確定の訴え

質問

私は先祖伝来の山林数筆をもっているのですが、近年隣の山林を所有しているAが私の方の山林へ侵入して、ここは自分の山林だと主張し、かつ、この成育林の一部を伐採したりしています。そこで、隣の山林との境界を判然宣言してほしいのですが、どうしたらよいでしょうか。

回答

裁判所に境界確定請求の訴えを起し、隣地との境界を判然確定してもらい、またAが伐採した成育林の代金相当額を損害賠償として請求すべきです。

解説

土地所有権制度のあらまし

一 土地というのは、他の物と異なり、果てしなく続いていて、境界が判然とあるわけではなく、また国家が私有地の境界を正確に定めたことも歴史上ありませんし、無数にある広い土地全部を国が正確に測量することは当分望めそうにありません。

そして昔、人口が少なく土地が幾らでもあった時代には、人間がそこに住みつき、田畑や宅地として自分の占有、すなわち支配下においたものがその人の土地になったのです。しかし、人口が増え、土地が私有財産の対象となり、それについて売買とか担保に供する取引が行われるようになる

につけ、互いに土地の範圍を明確にせねばならなくなり、土地の境界を明確にせねばならなくなり、また、為政者は昔から土地の広さに応じて税金を課して来ましたから、境界を判然させる必要があったのです。有名な太閤検地も秀吉が税金をとるため、土地を嚴格に調べたことをいうのですが、一部に正確なところもあったでしょうが、わが国全体から見るとどれだけ正確なものであったか判るものではありません。

わが国は明治時代に入ると西欧の法律制度を取り入れ、近代的な土地所有権制度を確立するため、土地の登記制度と税収のための土地台帳制度を定めて実施したのですが、これとて私人の申告によって実施したものであり、国家が一々現地に臨んで境界を確定したものではありませんし、課税を恐れる国民はむしろ少なめに申告するのが実情でした。ですから、課税のための土地台帳に図面をつけ、公図と呼んでいたものの当時の測量技術は発達していませんから、公図の表示が隣地との境界を正確に反映したものとは仲々いえません。わが国の裁判所にはいつも多くの土地境界確定請求の訴えが係属し、その審理、裁判が行われ、裁判所も仲々苦心して裁判しているのが実情といえます。

境界確定訴訟の性質

二 境界確定訴訟の性質は境界線を確認しその範圍の所有権を確認するという確認訴訟のような一面もあるのですが、通説判例はこれを形成訴訟の一種だが、株主總會決議取消の訴えとか離婚訴訟のようにどういふ場合にその請求が認められるのかという法律要件はないので、非訟事件であるが形成訴訟の形式をとらせているのだという意味で、これを形式的形成訴訟と呼んでいます。性質が非訟事件ですから、そこには弁論主義の適用はなく転権探知主義がとられ、上級審の判決でも不利変更禁止の適用はない、被告も積極的に境界確定を求めるため反訴を提起する必要はなく、請求

棄却という判決はないことになりませんが、裁判所は行政機関のように積極的に訴訟資料や証拠資料を集めてはくれませんか、裁判所の職権による証拠調に期待することなく当事者はできるだけ自分の主張する線が境界である所以を証明する資料を提出することに努めるべきです。ですから、自分に有利な公図等を提出すべきですが、一番決め手となるのはそこに山道、尾根がある等永年当事者や周辺の人々から境界だと認識され、それを境界として相互の占有が続けられてきているという事実だと思います。だから、双方当事者の両地が相隣接している土地であることは争いがないか証拠で認められるが、双方の占有支配が明確でないような部分は裁判所が一定の線を引いて定める土地分配訴訟となる面もあるといえます。そういう意味で、土地境界確定訴訟は裁判所に境界線を定めてもらう形成訴訟であることは否定できません。

また境界確定訴訟の判決は境界を定めるが、これは公法上の境界線を定めるもので双方の土地の所有権を確認するものでないといわれていますが、当事者の両地の境界が判然すれば、その範囲内の土地は自分のものだと考えるのが普通一般であり、またそうでないならば、国家が昔から土地の境界を決めていたものを発掘し確認することになりかねず、そんなことはあり得ないので、とにかく当事者は原告所有地と被告所有地が相隣接しているが、その境界に争いがあるので、裁判所で正確な線を確定してくれと申し立てるのが境界確定請求の訴です。

参考法令

○旧裁判所構成法

第一四条 区裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁

判権ヲ有ス但シ反訴ニ関リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 千円ヲ超過セサル金額又ハ価額千円ヲ超過

セサル物ニ関ル請求

第二 価額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ) 住家其ノ他建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明

渡使用占拠若ハ修繕ニ関リ又ハ賃借人ノ家具

若ハ所持品ヲ質貸人ノ差押ヘタルコトニ関リ
質貸人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟

(四) 不動産ノ経界ノミニ関ル訴訟

(五) 占有ノミニ関ル訴訟

(六) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約
ニ関リ起リタル訴訟

(七) 左ニ掲ケタル事項ニ付旅人ト旅店若ハ飲食
店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ
間ニ起リタル訴訟

(八) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ
伴フ手荷物ノ運送料

(九) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人
ヨリ保護ノ為預ケタル手荷物金銭又ハ有価
物

参考判例

○境界確定ノ訴においては裁判所は当事者の主張する
境界線に羈束されることなく自ら其の真実なりと認
むる所に従ひ境界線を定むべきものである。
(大判大一一・六・二民集二・三四五)

○境界訴訟において裁判所が当事者双方の主張するい
ずれかの境界線をも認めず、両地が接続するとして
請求を棄却した場合には被告は上訴をすることがで
きない。
(大判大一一・一〇・二二民集一九・一九九五)

○他人の所有に属する一筆の土地の一部といえども取

得時効によりその所有権を取得しうることは大審院
の判例であり、また、一筆の土地の一部が取得時効
により隣接地所有者に帰属したときは、両地所有権
の接触部分、すなわち境界線は従前の線と異なる場
所に移動したものとわなければならない。
(大判昭九・八・一〇民集一三・一六一七)

○境界確定訴訟の控訴裁判所は、第一審判決の定めた
境界線を正当でないとして認めるときは、第一審判決を
変更して、正当と判断する線を境界と定めるべきも
のであり、その結果が実際に控訴人にとり不利であり、
附帯控訴をしない被控訴人に有利である場合であ
っても、いわゆる不利益変更禁止の原則の適用は
ないものと解すべきである。
(最判昭三八・一〇・一五民集一七・九・一二三〇)

○隣接土地所有者間に境界についての合意が成立した
ことのみによって、右合意のとおり境界を確定す
ることは許されない。
(最判昭四二・二・二六民集二・一〇・二六二七)

○取得時効の成否は、境界確定の訴における境界確定
とは関係がない。
(最判昭四三・二・二二民集二・二・二七〇)

○被告が時効取得したことにより、係争土地の一部が
原告所有地ではなくなっている場合においても、境
界確定訴訟を提起することができる。
(京部地判平六・一〇・一七訟月四一・九・二四一七)

○一で認定した本件境界の発生経緯及び基本的な形状

するものといふべきである。

(最判平一一・二・二六裁時一二三八・八、判時一六七四・七五、
判タ一〇〇一・八四)

○裁判所は、訴訟要件である当事者適格の有無の判断
それ自体について当事者の主張に拘束されるものではないが、当事者適格の存否を基礎づける事実については、弁論主義が適用されるのであるから、室岡の右土地の時効取得の事実が、当事者の主張がない限り、裁判所がこれを前提として当事者適格の判断をすることは許されないと解すべきである。

(東京高判平一一・二・二九訟月四六・八・三四七五)

○境界確定訴訟において、当事者が、隣接する各筆の境界全部を求めるのではなく、一筆の土地の境界の任意の一部や起点となる点のみの確定を求めることは、特段の事情のない限り訴えの利益を欠き不合法であるとして、隣接する各筆の境界点のみの確定を求めた訴えが却下された事例。

(東京高判平一一・三・一四訟月四七・四・七〇六)

に、以上において認定された本件石垣に関する諸事実(特に築造時期、控訴人・被控訴人・近隣住民の本件石垣に対する認識、イイ点間において本件石垣の北面が目録一の土地の北側辺を指示することに争いが無いことなどの点)を併せ考察すると、本件境界は、イ点とイ点とを直線で結ぶ線と確定することが合理的といふべきである。

(東京地判平九・八・一判タ九七一・二五八)

○以上の諸事情を総合勘案すれば、明渡対象地は、被告石渡の所有する八四五土地の一部であると認めるのが相当である。したがって、原告の被告石渡に対する、撤去対象物件を撤去の上、明渡対象土地の明渡しを求める請求は理由がない。

以上の次第であるから、八四二土地及び八四三土地と八四四番一土地との境界並びに八四四番一土地及び八三七土地と本件国有地との各境界は主文第一、二項のとおり確定し、原告の被告市に対する境界確定の訴えは却下し、被告石渡に対するその余の請求及び被告久米に対する請求はいずれも失当であるから棄却することとする。

(横浜地判平一一・一・二二判例自治二二五・六六)

○右事実関係の下においては、被上告人所有の土地と上告人ら共有の土地とは相隣接する関係にあつて、被上告人は被上告人取得土地の範囲の特定のために本件境界を確定する必要があるから、被上告人は、本件境界についての境界確定の訴えの当事者適格を有